

カサブランカ・セミットの位置

一九八九年六月一〇日

今月の政治焦点は、カサブランカ・サミットにあつた。このカサブランカ・サミットは、アラブ民族主義総体の歴史的な転換を象徴するものとしてあつた。このアラブ民族主義の歴史的な転換は、世界的再編過程の一環として存在している。つまり、リビア、シリアが反対するなどの矛盾が存在し、ソ連の平和イニシアチブによつて、国際政治の流れが大きく転換し、対決よりも政治解決が主要な情勢の側面を形成してきたように、イスラエルの存在を否定してきたアラブ民族主義も、民族の敵イスラエルとの政治解決、共存の方向へと、アラブ民族主義総体として一步踏み出した。しかし、エジプトを含む全アラブ諸国の参加において、総意として決定されたサミットの決議は、アラブ民族主義の流れを決定的なものにしている。

このアラブ民族主義の転換は、シオニスト・もちろん、カサブランカ・サミットにも相違がなかつたわけではなく、周知のように、レバノン問題をめぐるシリア、イラクの激しい対立、また、中東和平問題に対する決議においても、た。

れたアウン派との戦闘が継続しており、平和へ流れは程遠いものとして存在している。この歴史的な転換の中で、現在の中東情勢を規定している矛盾、人民の鬭いが問われているものを、見ていく必要がある。

一、パレスチナ人民蜂起

被占領地におけるパレスチナ人民の鬪いは、敵の攻撃の激化の中で、困難な鬪いを強いられている。同時に、シオニストへの反撃も強められている。今月に入って顕著になつたのは、極右シオニスト入植者のパレスチナ人民へのテロ

れたアウン派との戦闘が継続しており、平和への流れは程遠いものとして存在している。この歴史的な転換の中で、現在の中東情勢を規定している矛盾、人民の鬭いが問われているものを、見ていく必要がある。

# カサブランカ・サミニットの位置

# 月刊 アート セレクション

第 47 号

発行 ウニタ書舗  
東京都千代田区神田神保町1-52  
TEL. (03) 291-5533  
編集 J. R. A.  
郵便振替 東京1-48443  
三菱銀行神保町支店 当座9012656  
会員制 年会費20000円

資料③赤軍聲明  
重要日誌（一九八九年五月一日至六月一日）  
編集後記

カサブランカ・サミットの位置

1

労働党とりくードの争点であったランド・フ  
ォー・ピースが、「自治」—占領の永続なのか  
エルサレムのパレスチナへの選挙権を認める  
のか否か、等の問題には触れていない。つまり  
肝腎の占領地から撤退するのかどうか、領土上  
の譲歩をするのかどうかについて言及せず、何  
ら領土上の譲歩を示すものではない。逆に、「選  
挙」「自治」を餌に、蜂起を停止させることの  
みを狙つたことは、明確であった。シオニスト  
が「和平イニシアチブ」と名づけようとも、蜂  
起解体を狙つたものでしかないことは、彼らの  
政策からしても、明確であった。

事実、ラビンは、閣議での了承が成立した翌  
日、一五人のパレスチナ人を呼びつけて、「和  
平イニシアチブ」を受け入れないと、蜂起鎮圧  
を強化する、と恫喝した。追放手続きの改悪  
(軍が追放決定しても、最高裁の裁定までは実  
行されない現行措置を、まず、追放、その後最  
高裁が軍の決定を棄却したら、追放された人は  
帰つて良いとするのに、変える)、軍隊の彈  
圧強化、イスラエルでの労働規制のためのパス  
制度導入(新身分証を発給するが、占領に抵抗  
した者には、発給しないというもの)などであ  
る。

を受けている）。また、ガザ、西岸のモスレム原理主義潮流を大量撃退した。ハマスのメンバードであるという口実をもって、献身的に闘う人を、みせしめに、逮捕キャンペーンを行った民族統一指導部のアピール四〇号の発表された二日に、ガザでは、二五〇人が逮捕された。

こうした激化する敵の攻撃、弾圧に対しても、蜂起民族統一指導部は、アピール四〇号において初めて、シオニストに対する報復攻撃を呼びかけた。これまでの石と火炎びんによる抵抗闘争に限定して、蜂起を持続させてきた鬱いをステップ・アップさせることを、呼びかけた。シオニストに大量報復の口実を与えないために限定していたのを転換させた。この呼びかけは、いかにパレスチナ人民の怒りが高まっているかを示している。しかし、この点に関しては、在外アラファト派は、南部レバノンでの反シオニスト戦闘すら、この間は、行っていない。

一方、サミット後、南部レバノンからの領内作戦、イスラエル軍—傭兵SLA軍攻撃が強化された。五月三一日、六月七日の二回、パレスチナ勢力の拠点、ヒズボラの拠点を爆撃した。そして、SLAは、強制徴兵に応じないキリスト教徒青少年六六人を、ジャージー（セキュリティ・ゾーン）外であるが、イスラエル—SLA

イスラエル内部に矛盾が深まったように、パレスチナ人民内部にも、アピール四〇号問題に示されたように、矛盾が深まつた。被占領地人民の怒りは、闘争のステップ・アップを求めている。しかし、国際的共感を土台に、政治解決を今進めようとするアラファト議長の展開においては、単に報復を回避するという目的のみならず、攻撃的な展開は、政治戦を不利にするという認識が基本にある。それが、在外のPLO指導部と、蜂起民族統一指導部との相違として表れていた。パレスチナ革命勢力内においては、PLO内左派のPFLP、DFLPなどは南部レバノンの闘争の強化をもって、応えようとしている。PLO外のPLFP-GC、アブ・ムサ派なども、南部レバノンからの闘争強化をもつて、応えようとしている。また、ハマスなども、同様に、闘争強化の方向を打ち出している。これに対して、稳健派、とくに、アラファト議長派は、米帝との関係を重視しており、攻撃的な闘争を抑える傾向にある。

米帝は、一月のアラファト議長の「二四二、三三八承認。テロ放棄」の明言以降、公式には第三回にあたるPLOとの会議を八日に行つた。それに先立つては、サミット前、そしてイスラエルの国会が「イスラエル政府平和イニシアチブ」を承認した日に、同「イニシアチブ」に関する説明を行つた。これに対し、PLO側は、サミット終了と前後して、文書で態度を明らかにしたとされる。民族統一指導部は、被

レジスタンス勢力の拠点を空爆している。被占領地における極右シオニスト入植者のテロ活動は、シオニスト軍のコントロールを越えて、パレスチナ人の村を襲い、無差別に銃撃する等、ますます凶悪なものになっている。クフル・ハリス村では、「投石された」として発砲し、一歳の少女を銃殺し、多数を負傷させたさらに、翌日には、トルグラムで、シオニスト軍が、「投石された」として発砲し、プラスチック弾の流れ弾が、八ヶ月の乳児の頭に当たったこの赤ちゃんは、頭蓋骨からの弾丸摘出手術をうけて、一命はとりとめたが、昏睡状態のままである。手当した医者は、「蘇生しても、全面的な脳障害が一生残るし、右半身不随である」と語っている。

さらに、入植者は、反占領の闘いに対する支援活動を行なうイスラエル人を襲撃した。ガザの子供たちに食料と医薬品を届けに来たイスラエル人を、「PLO、帰れ！」と罵り、暴行を加えた。結局、このカンパ物資は、子供たちには届かなかった。イスラエル人が、イスラエル人に「PLO」というレッテルを貼って、暴行するようになつた。

ール（ヘブロン）近くのアルバ／入植村には、「左翼マフィア」名で、『生温い対応しかせぬ植者の防衛任務を果たせない軍に反乱せよ』とのビラが貼られた。

こうした極右シオニストのテロ増大は、シオニストの国際的な孤立化と、シオニスト・チャーチ政権自身が、「和平ニシアチブ」を打ち出したことによる。極右シオニストは、シャーミルの「和平ニシアチブ」が被占領地の引渡しにつながるものとして反対し、危機感をいつそうつのらせている。そして、彼らの危機感は何よりも、インティファーダが、弱まるどころか、強化されていることによるのである。その一例として、蜂起の前面で闘っているのは、青年だけではなく、子供たちである。八歳の子が「シオニストに殺されるのは、恐くない。どうせ、僕は、（人間としては）生きていないのでから」と言い、一一歳の子が「殉教者になりたい。人としての威儀が持てるから」と語っている。そして、子供たちは、わずかな小遣いで、火炎びん用のガソリンを買うのである。五月段階では、蜂起の犠牲者六八三人中一六歳以下の子供が三六人に達したと報告されている。こうしたパレスチナ人民総体の決死の不退転のレジスタンスが、シオニストを恐怖に陥き落として

和イニシアチブ」として、外交攻勢の目玉に据えられたものである。閣議票決では、「〇人が賛成し、六人が反対した。これは、労働党のペレスーラビン、リクード連合のシャミルーアレンズが、実力者会議を結成して政府案としてとりまとめ、中間派を巻き込むのに成功したからである。この「和平イニシアチブ」は、米帝がPLOとの対話をを行い、中東和平国際会議を条件付であれ支持するという立場に変わり、イスラエルへの和平への関わりを要求していくことに対する「和平」へのポーズとしての意味があった。しかし、極右シオニストは、それすらも、領土の譲歩につながるとして、拒否した。

ちなみに、国会の票決は、賛成四三票、反対一五票、棄権一票という結果であった。アレンズ外相は、閣議承認が成立した二日後に訪米し、シャミル首相は、二三日からイギリス、スペインを訪問して、「選挙」策動への支持を取り付けようとした。

この「和平イニシアチブ」は、「PLOの和平イニシアチブ」に対抗する。敵のイニシアチブは、エルサレムの門前に、敵が押し寄せる危機を孕んでいる」とシャミルが主旨説明を行つたことに、その目的が端的に表現されている。この中身は、蜂起の鎮静化と交換に、交渉者選出を認

レバノン情勢は、サミットを焦点として、軍事的駆け引きが行われた。サミット前には、軍事的衝突自身は縮小したが、レバノン民族主義勢力は、軍事的増強を行ない、力を誇示し、シリア軍が東ベイルートに突入するのではないかという噂が流されるなど、軍事的緊張は高まった。サミットをめぐっては、イラクーアウンがシリアルア軍の撤退を策動していた。アラブ・サミットで、合意を作り出し、シリア軍の存在を非合法化させることをもくろんでいた。同時に、イラクは、アウンのレバノン軍に対する軍事的援助を増大し、ジエーン防衛週刊誌によれば、フロックガード・ミサイル七基を東ベイルートに配備したとのことである。こうして、イラクは、シリアルアとレバノン民族主義勢力に敵対して、軍事的にこ入れを強めていった。

しかし、サミットでは、このイラクの思惑が完全にはずれてしまった。イラクは、名指しでシリア軍の撤退を要求し、また、大統領選挙を政治改革の前に行うというアウンの主張を、そのままサミットに提案し、シリアと真っ向か

兵ノバノ清勢

う危機感を作り出し、被占領地での抑圧を強めまた、極右シオニストのテロを拡大させることになり、それは、被占領地人民の怒りを燃え上がらせることになる。それは、PLO内部での矛盾、PLOとPLO外のパレスチナ革命勢力との矛盾を拡大することになる。

政治的には、シリアの位置が考証されたときに、現実の攻防は、激化した。東側の砲撃は、特定集中砲撃に変わり、民族勢力側も、東ベイルートへの兵站線に反撃した。ベイルート、ジユニエ、ビブロス等の港、バーブダ（大統領官邸の地下のトーチカが、アウンの司令部である）

イラク案を含めて、アラブとしてアラブが解決するという方向が表明されたので、レバノン問題の国際化を持ち出すのは、困難になった。その根拠として、アラブ反動、とくに、サウジ、クウェートなど、イラクと国境紛争を抱える国は、イラクに対する牽制として、シリアの存在を必要としていたということであった。

サミット後、共同声明に基づいて、高等委員会の依頼を受けて、モロッコ、サウジ、アルジエリアの外相が、精力的にシリア、東西ベイルート、国連安保理常任理事国からの支持取りつけに動いている。

ら対立した。シリア軍に代わって、アラブ軍を導入するという提案は、ヨルダンから具体案が出されたが、結局、支持されなかつた。第一には、GCCなどの諸国は、イラクの野心を恐れていたこと、第二に、アラブ軍への参加について、どの国も望まなかつたので、イラク案は、支持されなかつた。イラク大統領のサッダム・フセインは、サミット中途で、ひき上げてしまつた。

こうして、レバノンにおけるシリアの地位がアラブ・レベルで認められた。政治的には、シリアの勝利といえる。また、アウンにとつては、

旗の手連者たるはナミ、ノ研議に沿つてレノ  
ノン危機が解決されることを望んでゐるが、アウ  
ンの強硬姿勢は、正当性をますます失うことにな  
り、再び自らを泥沼に追いつむことになるだろう。  
水面下では、東ベイルートの政情に、大  
きな変化があつた。それは、カタイエブ(ファラ

ア軍による東ベイルート包囲、イランの革命防衛隊も南部レバノンへ、援軍を派遣した。サミット共同声明に対しては、アウンも当初は、反対、拒否を控えた。しかし、発言の変化に見られるように、停戦の意志がないことが、現在では明らかである。つまり、共同声明の要である停戦の実行に向けて、シリア側が軍事共同委員会を設置して、即実行するよう要求したのに対し、アウンは「東ベイルートへの封鎖を解除しないのなら、戦闘が激化するだろう」（六月二日）、そして、現在では、「シリア軍の撤退が先決。次に大統領選挙を行い、それから政治改革」と、サミットの確認を反古にしている。こうしたアウンの後には、イラクが控えていることは、明らかである。アラブ連盟「トロイカ」（今回のサミット決定により、サウジ、アルジェリア、モロッコがレバノン問題解決のための高等委員会を結成した。これを、アラブ連盟「トロイカ」という）のシリア訪問時、シリアは、アウンに対するイラクの武器供与の事実を挙げて、アラブ連盟確認違反行為を非難する一方、シリアの国益に関しては、断固譲歩しないとする原則的な立場を明らかにした。民衆の指導者こうは、ナミン、筆者と名づけられた。

占領軍の下での選挙に反対しているのである。非公式に米国が提案しているのは、「自由かつ合法的なもの」として、「新聞記者や、オブザーバー」の監視の下でとし、オブザーバーとしてフォード、カーター元米大統領をあげていたとされている。(この二人は、パナマ大統領選挙でも、オブザーバーの役割を果たした)。

特別顧問のバッサム・アブ・シャリフ氏が、二日のワシントン・ポスト紙への投稿記事で、選挙の条件をトーン・ダウンしている点を、アラファート議長の展開として注目すべきである。その論文では、焦点を、西岸一ガザからのシオニスト軍の撤退においている。国際的に確認された日程に沿ってシオニスト軍の撤収開始、国際(機関)軍、もじくは多国籍軍が、シオニスト軍に取つて代ること、パレスチナ人の立法機関の代表選出において、シオニスト軍、入植者が妨害をしないこと、選挙前にシオニスト軍の撤収が完了していくても良いとしている。もちろん、これは、P L O の公式見解ではないし、アラファート議長の見解でもない。しかし、アブ・シャリフ氏が、かつて、帰還の問題について「在外のパレスチナ人は、保障を受けければよく帰還を自己目的化しない」という趣旨の発言を行ったことがあった。「帰還」の問題は、シオ

米帝は、民族解放主体としてのPLOを、国家的枠組みに取りこんで、民族解放主体としての性格を抜き去ろうとしている。米帝は、接触のレベルを上げる条件として、PLOに、国民憲章の破棄を要求しているとされたが、これに応える形で、アラファト議長のパリでの「国民憲章は、時代遅れ」発言があった。

しかし、米帝ですら非難できない蜂起、それを支援する反イスラエル軍事戦闘の継続、これを放棄したら、米帝がPLOと交渉する必然性は失われるが、これまでのアラファト議長の展開は、一步間違えれば、パレスチナ側の譲歩のみに終わる危険性を孕んでいる。その点を、PLO内左派は、批判している。

敵は、決定的に不利な条件に追い込まれないかぎり、譲歩も妥協もしないということは、明らかである。力関係の転換は、蜂起の持続と発展、国際、アラブ・レベルの支持の拡大にかかるべきだ。

の存在、およびP L Oを交渉対象としなければならないという状況に置かれたということとともに、蜂起の解体を狙つて、P L Oとの交渉があたつているということは、明確である。米帝の要求は、「貫して、蜂起を休止させることにある。今後、パレスチナ人民の民族自決の闘いは、対米交渉における戦術展開が、より問われるだろう。とくに、六月中旬に予定されているソ米会議において、中東問題を含む地域紛争の政治解決を扱うとされていることもある。また、欧洲議会も、選挙を迎えて、より和平への要求と、九二年のE C統合市場への再編過程を進めいくだろう。この中に、どのように参加していくのか。これが、アラブ世界の存在にとって、戦略課題である。米帝に対することとして、アラブアト議長は、E Cを味方にひきつけようとするだろう。が、その代償として、E C側は、「選挙」に応じるように要求するだろう。

しかし、シオニストは、いっそう、弾圧、抑圧を強化しており、被占領地人民の怒りは、政治理交渉のための妥協、蜂起の闘いかたの限定との間で、矛盾せざるをえなくなる。とくに、被占領地、とりわけ、ガザでのハマスの力の拡大は、こうしたパレスチナ人民の怒りの表現であり、同時に、P L Oの政治的譲歩への不満の表明としてある。

とくに、カサブランカ・サミットで、アラブアト議長の「パレスチナ平和イニシアチブ」が承認され、それが、アラブ民族主義総体の方針となつたが、この方針は、シオニストにいっそ

念を覚える」と、ソ連、米帝に通告したとされる。そこから、レバノン南部の軍事緊張が高まっている。

今後の展望としては、アウンが東西ベイルート砲撃戦にどれだけもちこたえられるのか、アウンが自滅したとき、ジャジャガがどのような出方をするのかである。アラブ連盟「トロイカ」は、六ヶ月という期間で、サミットの共同声明にもられた解決を推進していく体制にある。根本的には、イラクの動きにかかっており、それは、シリア、iranとの力関係に左右される。

### 三、カサブランカ・サミット

すでに、前章で、サミットをとりまくレバノン、パレスチナの問題を見てきた。ここで、カサブランカ・サミット自身について見ていただきたい。

このサミットは、アルジェでのPNCにおいて「四二一三三八」の条件付承認によるPLLOの転換に合わせて、昨年一二月段階から、アラブ総体としてその支持を確認し、合わせて、アラブ反動の懸案であったエジプトのアラブへの復帰を確認するサミットとして、開催が求められていたものであった。そして、その段階から、シリアのアサド大統領がサウジアラビアを訪問し、ファハド国王との会談で、シリアも含めてアラブ民族主義総体としての転換がそのサミットで行われるというカレンダーが、確認されていた。

しかし、そうしたものとしてリヤドで開催されようとしていた正規のサミットは、レバノン

### 三 カサブランカ・サミット

情勢の悪化によって困難になった。アラブ総体としての和解、とりわけ、シリアーイラクの和解が困難になり、東西ベイルートの関係の悪化に対するアラブ連盟の解決努力などの事実によって、その開催の延期が繰り返されてきた。それゆえに、パレスチナ問題、中東紛争問題において、イスラエルの存在を承認し、二つの国家によって解決するという点、および、エジプト復帰問題に関しては、すでに事前にその合意ができていた。したがって、このカサブランカ・サミットの最大の焦点は、レバノン問題であった。

そして、予測された通り、レバノン問題が最も激烈な討議となつた。とりわけ、シリアーイラクが、真っ向から対立し、その結果として、会議自身が二日間の会期延長という事態になつていつた。六月までサミットを延期せざるをえなかつたシリアーイラクの対立を浮き彫りにしたばかりか、会議の中でも、全般的な解決に至らなかつた。

すでに述べたように、レバノン問題をめぐる討論において、イラクの思惑がはずれ、シリアの意図が貫徹される結果になつた。しかし、それは、イラクがレバノン問題から手を引くということを意味してはいない。新たな矛盾としてレバノンをめぐるシリアーイラクの対峙関係を作り出した。

パレスチナ問題、中東紛争問題に関しては、これも事前に予測された通り、PLOの「パレスチナ平和イニシアチブ」への支持が確認され

昨年一月のPNC決議がアラブ連盟の承認を得た。特記すべきこととしては、エジプトがPLOのイニシアチブを支持し、さらに言えば、共同して、イスラエルとの政治解決の方向へ導いていくものとなつたことである。サミットの中では、リビア、シリアがこの決議、とくに、二四二、三三八承認に反対した。すなわち、イスラエルの存在承認をめぐる問題で、反対を明確にしたのであつた。リビア、シリアが、決議の付帯事項として、「イスラエルの存在承認に関して、また、米国との交渉に関わることを歓迎しない」ことを明記させているが、こうした反対にもかかわらず、アラブ民族主義総体としてはイスラエルの存在承認を前提とした政治解決の方向への転換を明確に行つたことを意味する。

さらに、エジプト復帰問題においては、イスラエルとの関係を保持したままの復帰であることが、既成事実として、このサミットで確認された。この事実自身、アラブ民族主義の重大な転換を示している。

イランーイラク戦争問題においては、シリアが、これまでのイランの立場支持から、イラクの主張する領土問題、国境問題を支持する立場に転換した。これによつて、この問題に関するイラク提案が、何らの反対も受けずに、確認された。

以上の事実は、アラブ民族主義内部の反帝民族主義潮流が、アラブ反動を主導とする流れのなかに入つたことを意味する。とりわけ、シリアは、中東和平問題、イランーイラク紛争問題

（ソジ党）のヘゲモニー争いである。六月一二日に予定されている政治局を含む指導部選挙で、党首のサーデと、LF（レバニーズ・フォーシズ）のジャジャとがヘゲモニーをめぐって、調整がつかないばかりか、ジャジャ派の優勢が予測されている。軍事力を握っているのは、ジャジャだが、政治的な指導権をも握ろうとしている。これは、創立リーダー一族たるジェマイエルを追い出したものの、レバノン問題の政治的解決が、民兵の解体へ進まざるをえないことを見越して、旧来の政治指導部を占拠することによって、その場合においても、自らの権力を維持できる状態を作り出そうとしていた。もともと、数カ月前にあつたサーデ暗殺未遂事件も、ジャジャ派のやつたこととと言われており、ジャジャは、アウン以降に向け準備を行っている。

南部のキリスト教徒地区（ジャジーン、「セキリティ・ゾーン」内など）でも、アラブの問題として解決していくこうとする潮流がふえているとされる。キリスト教徒右翼内では、極右の「杉の守護者」党が、レバノン戦線（右翼の連合隊、LFは、その軍部的位置からのミリシア連合であった）から、離脱した。包囲の危機を乗り切るために、イスラエルの介入を提案したからである。勢力としては小さな党だが、公然と、イスラエルの介入を要求する勢力を追い出さねばならなくなっていることに、カサブランカ・サミットの影響力が計られるだろう。実際は、東ベイルートには、イスラエルの軍事顧問があり、武器援助をうけている。そして、イラ

クは、海上封鎖を突破して武器援助を行うのが困難になつたので、イスラエルに協力要請を極秘に行つたとされる。しかし、イスラエルとの協力関係は、公然化すれば、アラブ世界からの支持は困難になり、シリアーレバノン民族派の政治的優位性を作り出すことになる。

サミット直後の右翼側の反応は、アラブの問題として解決するのかどうかという点では、公式的には、その方向をとるというものだった。しかし、その方向の中でも、マロン派の宗教的権威であるスマイル枢機卿の立場、時間稼ぎをして妥協点を見いだそうとするアウン、政治・軍事独裁体制作りを進めるジャジャと、多様な対応が出た。

軍事的には、シリアは一挙的に解決できる力をもつてゐるが、あくまでも、アラブ世界の中で受け入れられる解決をめざさうだろ。アウンは、フランスの力を借りた「国際化」をもちだすこともできず、妥協点をもつてゐる。対峙構造は、当面変化する要素がない。どんなに政治的な環境が整えられたとしても、アウンの側はサミットの共同声明の方向で停戦する意志がない。また、シリアも、イラクのアウンへの肩入れが強化していくであろうことを見越していた。

国際的には、アラブ・レベルで、レバノンにおけるシリアの地位が確認されたことをうけて、その追認がなされた。米帝、ECも、アラブとして解決していく方向に賛成している。仮は、アウン政府との連帯行動の一環として、アウン

「政府」発行のレバノン旅券申請キャンペーンを黙認する等（一五〇〇人の有志が、レバノン「旅券」保持者になった）、ふたつの政府の恒常化を、実質的に推進した。

さらに、パレスチナ蜂起—レバノン人民の反占領の鬭いは、南部レバノンにおいて、サミット後から、反イスラエル闘争を強化した。「セキュリティ・ゾーン」では、キリスト教徒住民が、傭兵S.L.Aの強制的徴兵に反対し、東ベイルートから避難民の救済対策など、ますますシオニストの占領支配が財政を圧迫していく構造になっている。そこへ、反占領レジスタンス闘争が強化されている。五月三一日には、「三件の闘争がかけられ、シオニストは、「セキュリティ・ゾーン」封鎖に追いこまれた。P.F.L.P、P.L.F、D.F.L.Pなどが、領内闘争を行つたので、シオニスト・イスラエルは、サミット後二回の報復爆撃をかけた。

一方、アラファト議長も、レバノン南部からの反イスラエル闘争を休止する交渉を行つたといふ噂の中で、南部にパレスチナ解放軍を配備する準備を進めているとされる。しかし、アラファト派は、南部レバノンからの闘争を行っていない。また、シオニストも、アラファト派の拠点に対しても、爆撃、掃討していない。東西ベイルートの砲撃戦が盛んだった頃は、イスラエルは、「シリア軍の存在は、脅威ではない」としていたが、サミット直後からステップ・アップしたレバノン南部の反占領民族族ジスタンスを支えるシリアについて、「シリア軍の動きに、懸

國際社会における孤立状態を打破し、国内の分解を統一し、イスデエルの領土的野心の維持を狙っている。

米帝は、蜂起解体を目的にしつつも、イスラエルの国際世論を無視した強硬姿勢を支持することはできない状況にある。PLOの民族解放主体としての性格を、より骨抜きにして、蜂起解体を行おうとしている。

そこから見たとき、アラブ側が政治解決へと転換したが、即政治解決へと至るものではなく逆に、政治解決を急げば急ぐほど、敵への譲歩をするしかない。その意味で、こうした状況の打開は、政治的解決を急ぐことではなく、蜂起の発展、強化、そして、アラブ反帝勢力の強化を行っていくことがある。

また、レバノン問題では、現在的なシリア－イラクの対決が、継続される状態にある。とり

ボルネイニ体制以降のイランの中東における反帝民族主義勢力への影響が、考慮されねばならぬ。イランは、米帝と対峙し、ソ連との関係強化によって、中東における反米対峙を持続する方向に向かっている。これは中東における反帝勢力の闘いを強める方向にある。そして、それは、直接的には、レバノン・アラブ諸国内でのイスラム原理主義勢力の方向に影響をあたえていくだろう。イスラム原理主義潮流が、反帝勢力の一部となっていくことを意味する。

人民の闘いが主導する条件が、蜂起を先頭にして、形成されつつある。それが、帝国主義とシオニストの力を打ち破っていく力となる。

すでにアラブ・サミットで見てきたようだが、それは、シリア、リビア等の反帝民族主義諸国をも含んだものであった。その意味では、今後中東の流れは、米帝－イスラエルとの政治的な解決、和解への方向に向かうことになる。しかし、シオニスト・イスラエルは、この流れに対してキャンプ・デービットの再編版である「イスラエル政府平和イニシアチブ」で対抗している。和平的なポーズを示しつつ、蜂起の解体を唯一の目的とした策動によつて、現在の国际社会における孤立状態を打破し、国内の分解を統一し、イスラエルの領土的野心の維持を狙っている。

ボルニア体制以降のイランの中東における反帝民族主義勢力への影響が、考慮されねばならない。イランは、米帝と対峙し、ソ連との関係強化によって、中東における反米対峙を持続する方向に向かっている。これは中東における反帝勢力の闘いを強める方向にある。そして、それは、直接的には、レバノン・アラブ諸国内でのイスラム原理主義勢力の方向に影響をあたえていくだろう。イスラム原理主義潮流が、反帝勢力の一部となっていくことを意味する。

人民の闘いが主導する条件が、蜂起を先頭にして、形成されつつある。それが、帝国主義とシオニストの力を打ち破っていく力となる。

## 各國提案と、最終決議

የኢትዮጵያ

わけ、イラクが、サミットでの政治的敗北を、どのように巻き返していくのかが、レバノンの安定と再統一を規定していく。ここでも、レバノン民族主義勢力の主体力量の強化が、レバノン問題を根本的に解決し、パレスチナ人民蜂起に注目が集まっている。

(2) 一月二一日と二日、委員会は、クウェートでレバノンの宗教的指導者による第二回目の会議を行った。話し合いは、双方の要求の同時的な解決を達成することに集中した。また、この会議では、レバノンのすべての政治、軍事勢力、人物による第三回目の会議をもつことについて、委員会が指名したものがレバノン政治勢力を代表していないと非難するキャンペーンがあつた。新たな対立を引き起したこのようないキャンペーンの中での相違から、第三回会議は、余儀なく延期せざるをえなかつた。

八九年三月一五日から一七日の第一八回イス

# アリバ・サニシテの 各国提案と、最終決議

エジプト復帰問題について、旧来の立場から、アラブ反動への譲歩を行うことと引き替えて、シリアの直接的な利害にかかるレバノン問題においては、みずから意志を貫徹した。また当初、このカサブランカ・サミットへの参加を拒否していたリビアも、シリア、アルジェリアの説得によって参加し、仇敵であったエジプトとの関係改善を行った。

このアラブ緊急サミットの結果を総体としてみれば、これまでのアラブ－イスラエル紛争の戦後処理の中で確認された二つの国家方式による政治解決の方向に向かうことになった。これは世界レベルでのソ連の平和イニシアチブによる緊張緩和の方向と、期を一にしている。世界的な再編過程の一部として、中東問題、アラブ民族主義の再編が貫徹されたことを意味している。これらの背景には、世界レベルでの再編と同様に、アラブ総体の経済的困難、すなわち逆オイル・ショックによるアラブ産油国総体の収入の低下を背景にしている。それらは、紛争による経済的な出費および紛争国への支持を困難にしてきており、紛争自身の政治的解決、自国ないしは地域の経済的再編が二一世紀への延命に向けたアラブ民族主義の方向としてあることを示している。

このサミット開催に至る過程をみてもわかるように、四月にはACC（アラブ協力評議会）が、イラク、エジプト、ヨルダン、北イエメンによって形成され、さらに、北アフリカでは、リビア、チュニジア、アルジェリア、モロッコ

等によるマグレブ連合が形成された。GCCと合わせてアラブに三つの経済ブロックが形成されることになった。これらのブロック化は、現在の経済困難の解決、そして、さらに、世界的、とりわけ、帝国主義の経済ブロック化が強まるを見越した経済的再編として進行していた。この経済的な再編の中でも、シリア、南イエメンなどは、彼ら自身の経済困難にもかかわらず、政治的には、排除、孤立化させられた状態にある。南イエメンは、それを、北イエメンとの連合、また、アラブ反動諸国との関係再編によって、その流れの中に入ろうとしている。シリアは、アラブ・サミットにおける政治的な転換への承認を代償として、サウジとの関係を強化した。さらに、イラク以外のACC諸国との個別的な経済協力関係を作り上げることによって、政治的には、イニシアチブをもって、シリア包囲網を切り崩そうとしている。イランとの関係においては、サミット参加によって、イランの要求を拒否し、アラブ民族主義の側に立った。ガulf戦争において、イランとの関係をもつてアラブ反動諸国への影響力を作り出してきたことと、逆のことを行おうとしている。すなわち、イランが現在的には、アラブとの関係を求めるを得ない位置にあり、また、GCC諸国がイラクに対する牽制ということから、イラン、シリアとの関係を作る必要があることを見越している。シリアは、それをもつて、イラン、GCC諸国に対する影響力を維持し、独自の立場性の維持を計っている。

さらには、アラブ人民、とりわけ、パレスチナ蜂起との関係においてみた時、このカサブランカ・サミット決議が、PNC決議承認であると同時に、現在のアラファト議長によるパレスチナ平和イニシアチブの承認として存在している。それは、一面においては、パレスチナ人民蜂起によって作りだされた国際的関係によつて立つものである。と同時に、パレスチナ蜂起自身によつて、シオニストが、蜂起解体のための弾圧をいっそう強化し、それに対するパレスチナ人民の怒りが、シオニストとの政治解決を拒否する傾向を強めていることと矛盾するものである。それが、ハマスなどのイスラム原理主義潮流の拡大として、現われている。また、同時に、アピール四〇号による闘争形態のステップアップの呼びかけにつながっている。

ラム国際会議外相会議において、委員会は情勢を検討する会議をもち、イスラム諸国会議に対して、レバノンでの戦闘停止をもとめる決議の採択を要求し、イスラム諸国会議は、声明を出した。

(3) 三月二八日から二九日、チュニスでレバノンの元大統領、元首相、元国会議長との会議で、委員会は、問題解決に向け、情勢を評価するため討議を行った。会議に召集された全員は、戦闘停止にむけた努力を要求した。そして、委員会は、すべての当事者に対して停戦を呼びかけ、また、アラブ連盟評議会は、その旨の声明を採択した。

(4) アラブ連盟会長の支持のもと、委員会は、ダマスカスのクウェート大使館において、レバノンの民族主義勢力の代表団と会談し、彼らの見解をきいた。レバノンの対立一レバノン問題は、一九四三年の政治体制の誕生が、自由、正義、すべての人民に参加する権利を与えたなかったことから発生している。そして、それは、レバノンの宗教政治廃止を達成する憲法改正を必要としている。レバノンはアラブである。国際的な支援によって、レバノンからのイスラエルの撤退を達成する。

我々の側からは、民族主義勢力に対して、第一に、政治改革が、基本的な解決と思われるという見解、そして、第二に、憲法上の空白の解決が重要である点を提案した。

最後に、アラブ軍の問題について、これは、全アラブ諸国から形成されなければならないことを確認した。

(2) エジプト提案

(1) レバノンのアラブ的性格、領土的統一、独立を確認する。この三点から外れては、解決はない。また、アラブ・レベルの支援、国際レベルの支援がなくてはならない。

(2) アラブの全的責任を確認する。すべてのアラブは、レバノン危機の解決のための討議に参加し、政治的、財政的支援を行うことに従うべきである。

(3) すべての当事者に対して、四月二七日のアラブ連盟評議会の決定に基づいて、即時停戦を尊重するよう求めること。

(4) 現存する合法権威を通して、憲法に基づいた機構が大統領選出義務を果たせるよう、あらゆる必要な政策をとること。

(5) 民兵に対し、撤退したところに戻らないことを要求する。

(3) イラク提案

(1) アラブ首脳会議は、レバノンのアラブとしての主権、統一、安全、安定に、アラブの責任として、関わるべきである。また、アラブの共通の正常化まで、関わるべきである。

(2) アラブ連盟は、レバノンの民族的統一の正義、平等の基礎のうえに和解が達成されるよう機構が大統領選出義務を果たせるよう、あらゆる必要な政策をとること。

(3) アラブ連盟の旗のもと、アラブ軍ないしは、このレベルにおいて、この大統領選挙を行うために、双方が、撤退した場所を固定化すること。全ベイルートにおいて、停戦維持の保証すること。また、大統領選挙日を確定するために撤退させる政策をとること。

(4) アラブ軍は、レバノン軍と責任あるレバノン当局の調整と共同のもとに、アラブ首脳会議の会期をもつことを呼びかける。

(5) 全国民議会の第一回会議で採択され受け入れられた国民憲章のもとでの政治改革についての討議を準備することを国会議員に呼びかけるための条件を保証すること。

(6) イスラエルのレバノン領土に対する侵略を非難し、イスラエル軍のレバノン領土からの撤退をもとめる国連安保理決議四二五号の実行の必要性を確認する。そして、レバノンの国連決議履行を行わせるための努力を支持する。

(7) 六カ国委員会の努力に感謝と敬意を表明すること。

(6) イスラエルによる南部レバノン、ベッカーノーからなる高等委員会を形成すること。

(7) 三ヶ月以内に、高等委員会の活動を検討するが、中立である。委員会は、レバノン問題を、解決の能力のあるあなたがた（アラブ首脳会議）に返していく。

(8) 六カ国委員会の役割と報告を評価する（以下略）。

(9) ハッサン国王を議長とし、首脳会議のメンバーからなる高等委員会を形成すること。

(10) 三ヶ月以内に、高等委員会の活動を検討するが、中立である。委員会は、レバノン問題を、解決の能力のあるあなたがた（アラブ首脳会議）に返していく。

でのシリア軍のポジションを取るべきである。最初の段階においては、アラブ軍は、アラブ軍の到着と同時に、大ベイルートとベイルートを囲む丘陵地帯に入るべきである。

(5) レバノン領土から、すべてのイラン人部隊は撤退すること。

(6) レバノン当局と共同し、アラブ諸国は、レバノンの主権の保証のためにあらゆる形態をもつて、とりわけ、国連安全保障理事会決議四二五号の履行のために、アラブと国際の力を動員することを以て、イスラエル占領軍をレバノンから追い出すために、努力すべきである。

(7) アラブ首脳会議は、この決議を履行し、あらたな首脳会議を開催すべきである。

（編注・イエメンアラブ共和国案は、略します。）

(4) エジプト・クウェート共同提案（略）

（編注・アラブ外相会議で、アラブ首脳会議での決定の基礎とするための共同提案をもつべきとの決定を行った。）

(5) 最終決議（主旨）

（編注・この決議は一部を除いて、エジプト・クウェート共同提案と同じ内容である。）

(1) レバノンのアラブ的性格、領土的統一、独立を確認する。この三点から外れては、解決はない。また、アラブ・レベルの支援、国際レベルの支援がなくてはならない。

(2) アラブの全的責任を確認する。すべてのアラブの共同提案と同じ内容である。）

(1) レバノン危機の解決のための討議に参加し、政治的、財政的支援を行うことに従うべきである。

(2) すべての当事者に対して、四月二七日のアラブ連盟評議会の決定に基づいて、即座の停戦を尊重するよう求めること。

(3) 全国民議会の第一回会議で採択され受け入れられた国民憲章のもとでの政治改革についての討議を準備することを国会議員に呼びかけるための条件を保証すること。

(4) ハッサン国王を議長とし、サウジ国王、アルジェリア大統領からなる高等委員会を形成すること。

(5) 委員会は、すべての当事者と接触し、レバノン議会の第一回会議で採択され受け入れられること。

(6) イスラエルのレバノン領土に対する侵略を非難し、イスラエル軍のレバノン領土からの撤退をもとめる国連安保理決議四二五号の実行の必要性を確認する。そして、レバノンの国連決議履行を行わせるための努力を支持する。

(7) 六カ国委員会の努力に感謝と敬意を表明すること。

(1) P L O 提案

(1) エルサレムを含む六七年占領地からのイスラエルの撤退と、その後にパレスチナの民族自決を保証するため、また、すべての併合のたとの停止、終了、一掃のために、一定期間、国連の監視下に置くことの必要性を確認する。

(2) 八八年一月十五日のP N C（パレスチナ国民会議）決議としてのパレスチナ国家建設にすべての考慮されるべき政策をとる。憲法として考へられるべき文書は、自由、正義、平等に基づく主権、領土的統一、アラブ的な性格を証するものとして、議会の多数支持が得られる。

(3) 国連総会決議一九四号に基づく、パレスチナ難民問題の解決。

(4) 独立、平等の立場でのパレスチナ独立国家の参加を含むすべての当事国と国連安保理常任理事国五カ国の参加する国際和平会議をもつこ

(5) 国連決議二四二号、三三八号に基づく、平和過程の準備をするための話し合いを開始するべき。

(6) イスラエルによる南部レバノン、ベッカーノーからなる高等委員会を形成すること。

(7) 三ヶ月以内に、高等委員会の活動を検討するが、中立である。委員会は、レバノン問題を、解決の能力のあるあなたがた（アラブ首脳会議）に返していく。

アラブ緊急サミットは、インティファーダを支持し、パレスチナについて決議した。以下がその全文である。

アラブ緊急サミットは、パレスチナ問題とアラブイスラエル紛争に関して、これまでのサミットで決められた原則と基本を熟慮しつつ、また、中東問題とその本質である、パレスチナ問題の包括的、かつ公正な和平の達成にむけあらゆる努力を続けるアラブ諸国に、さらなる注意を喚起しつつ、モロッコのカサブランカで六月三日から二六日の間、開かれた。

とくに、イスラエルによる占領、その迫害・弾圧政策、入植地建設、人民の追放、そして、パレスチナ人民の民族的権利の承認の拒否等と対決する英雄的パレスチナのインティファーダの継続と流血の中にある中東情勢に関する討議の後、会議は、パレスチナ被占領地の偉大なる人民のインティファーダに対し、深い感謝を表明し、すべてのアラブ被占領地の殉教者の魂と、殉教者を賛美し、負傷した英雄および被占領地の監獄内で確固として闘う囚人たちに、あいさつを送った。

そして、被占領パレスチナ、シリアのゴラン、南部レバノンで、野蛮なイスラエル占領軍に対する犠牲的、挑戦的、不退転の精神に、挨拶を表明した。

そして、勇敢なインティファーダと、パレスチナ人民の自由と独立のための闘いを支援することの重要性を確認し、会議は、以下を決定し

(1) とくに、これまでのアラブ・サミットで決定された目標を達成するための努力を継続すること。

(2) エルサレムを始めとする一九六七年以後に占領された全パレスチナ・アラブ領土から、全イスラエル人を撤退させること。

(3) 帰還、民族自決権、パレスチナに独立国家を建国する権利を含むパレスチナ人民の生來の民族的諸権利を回復すること。

(4) イスラエルの侵略的諸策動に対決し、完全な戦略均衡を作るために、種々のレベルのアラブの力量を動員すること。

(5) 被占領地において、パレスチナ・アラブ人民が担っているインティファーダと英雄的な闘争、そして、被占領ゴラン、被占領レバノン南部の闘争に対して、物質的、精神的支援を与えるべきである。

(6) インティファーダのパレスチナ人民に対する上記の援助は、パレスチナ人民の唯一合法の代表たるPLOを通して、以下のように行われねばならない。

——アラブ連盟予算拠出の割り当てに応じて、アラブ諸国は、総計一億二八〇〇万ドルの援助を行なう。

(7) この紛争において、いかなる政治的譲歩も、この紛争において、いかなる政治的譲歩も、

が公然とカンパを行うよう呼びかける。

(8) 国連決議二四二号(一九六七年)、三三八号(一九七三年)と、パレスチナ人民の民族的諸権利に関する全国連決議に基づき、パレスチナ国が独自かつ他の参加者と平等の立場で参加する国際会議に、参加すること。この国際会議は、国連安理会常任理事国五カ国と、全当事国が参加するもので、上記の二決議に基づいて包括的妥協を達成する目的で開催されるものである。さらに、この国際会議は、パレスチナ国を含む地域の諸國の安全上の要求について合意します。

(9) パレスチナ・エジプト提案

(10) 敵イスラエルに対する被占領地での闘争、また、ゴラン、南部レバノンでの闘争の継続のために、財政的軍事的な支援を与えること。

(11) 全面的、無条件な全アラブ領土からのイスラエルの撤退、アラブ首脳会議、とりわけ、フ

(12) インティファーダに関して、首脳会議のメンバーによるパレスチナ平和イニシアチブの成功を保証する国際的な領域でのフォローアップを行う高等アラブ委員会を形成すること。

(13) パレスチナにおいて、パレスチナ人民の意志を捏造し、蜂起を解体することを狙つたイスラエル政府占領下での選挙の企てを拒否する立場を支持すること。また、パレスチナ側の条件としてPLOが出している点、すなわち民族自決達成のために国連の監視とイスラエルの占領を終わらせる必要性を確認すること。

(14) エジプト、パレスチナ、ヨルダン、シリア、レバノンが参加する五カ国委員会を、アラブ・サミット決議と国際的な観点に基づく国際平和会議の準備のための調整を行うものとして形成すること。

(15) アルジェ・サミットで採択された一億二八〇〇万ドルの援助金を、アラブ連盟の割り当てにそつて提供すること。

(16) アルジェ・サミットで採択されたように、蜂起継続に必要な月額四三〇〇万ドルの援助金を支払うこと。

(17) アラブ大衆に対して、蜂起のための寄付を呼

(18) シリア提案

(19) 占領下のエルサレムを含むすべての占領されたアラブ領土から、イスラエルの全面撤退を達成する、というアラブ首脳会議が確定した目標の実現のために、すべての努力を続けること。

(20) 帰還の権利、自決権、パレスチナ独立国家の創設というパレスチナの民族的な権利を勝ち取ること。

(21) アラブ民族の解放の目的を実現し、敵イスラエルに対峙するために、全アラブの政治的事的エネルギー、文化、能力を動員すること。

(22) アラブ民族の解放の目的を実現し、敵イスラエルに対峙するために、全アラブの政治的事的エネルギー、文化、能力を動員すること。

(23) 敵イスラエルに対する被占領地での闘争、また、ゴラン、南部レバノンでの闘争の継続のために、財政的軍事的な支援を与えること。

(24) 全面的、無条件な全アラブ領土からのイスラエルの撤退、アラブ首脳会議、とりわけ、フ

(25) 保証と準備は、蜂起の支援のために国連安保理で決定されなければならない。保証は、イスラエルの占領を終わらせる目標を達成させるために寄与するものでなければならない。

(26) 国連の監督の下でのPLOを含む当事者の制裁をあたえること、また、国連憲章第七条の実行による国際的な措置をとる必要性を確認する。

(27) 米国に關して、パレスチナ人民の民族自決権を承認として、PLOに対する立場を発展させることを要求する。

(28) 全アラブ領土からの、イスラエルの全面的撤退。

(29) 帰還、民族自決、エルサレムを首都とする独立国家建設を含む、パレスチナ人民のアラブ民族としての権利の保証。

(30) 全アラブ領土からの、イスラエルの全面的撤退。

(31) 帰還、民族自決、エルサレムを首都とする独立国家建設を含む、パレスチナ人民のアラブ民族としての権利の保証。

(32) 全アラブ領土からの、イスラエルの全面的撤退。

(33) 帰還、民族自決、エルサレムを首都とする独立国家建設を含む、パレスチナ人民のアラブ民族としての権利の保証。

(34) 全アラブ領土からの、イスラエルの全面的撤退。

(35) 帰還、民族自決、エルサレムを首都とする独立国家建設を含む、パレスチナ人民のアラブ民族としての権利の保証。

(36) 全アラブ領土からの、イスラエルの全面的撤退。

(37) 帰還、民族自決、エルサレムを首都とする独立国家建設を含む、パレスチナ人民のアラブ民族としての権利の保証。

(38) 全アラブ領土からの、イスラエルの全面的撤退。

(39) 帰還、民族自決、エルサレムを首都とする独立国家建設を含む、パレスチナ人民のアラブ民族としての権利の保証。

(40) 全アラブ領土からの、イスラエルの全面的撤退。

(41) 帰還、民族自決、エルサレムを首都とする独立国家建設を含む、パレスチナ人民のアラブ民族としての権利の保証。

(42) 全アラブ領土からの、イスラエルの全面的撤退。

(43) 帰還、民族自決、エルサレムを首都とする独立国家建設を含む、パレスチナ人民のアラブ民族としての権利の保証。

(44) サミット決議・インティファーダとパレスチナの大義に関するサミット決議(全文)

(45) 選舉についてのパレスチナ人の立場を支持して――

組合運動を支持し、イスラエルがパレスチナ人を逮捕、追放するのをやめさせるよう、介入してほしい。イスラエルに対し、全政治犯を釈放させ、追放された人々を帰還させるよう、介入してほしい。被占領地内部の企業、事業家の皆さん、労働者の生活条件を改善し、民族企業での労働の場を増やしていく。

ラマダンの毎日を、金曜日とみなして、アル・アクサ・モスクで礼拝し、聖地を防衛しようと呼びかけたイスラム委員会のあり方を、高く評価する。家を破壊され、封印されたナブルスの市民の皆さん、自分の家に帰り、決して空き家にしないようにしよう。再建の仕事をやるにも、空き家だという口実を与えてはならない。攻撃部隊の皆さん、イスラエル農業製品、イスラエル製品ボイコットを取ろう。被占領地のキリスト教徒の皆さん、復活祭、おめでとう。商店の皆さん、四月二十九日は、夕方六時まで、営業しよう。イスラム教徒の皆さん、アーユド・フイトウルのお祭り、おめでとう。商店の皆さん、五月四日、五日は、夕方の六時まで営業しよう。皆さんの団結を強め、殉教者の思い出のため、殉教者の家族の皆さんへの贈り物として、殉教者を出した次の日は、ゼネストを打とう。民族統一指導部は、薬局営業時間を、我々の呼びかけた時間にしてくれた薬剤師の皆さんに感謝すると同時に、他の人々も、薬剤師の皆さんに習うよう、要請する。また、二五%までの家賃値引きの呼びかけに応えてくれた大家の皆

さんを、讃える。そうしていなかの皆さん、さっそく値下げしよう。

四月七日のアラブ解放戦線の日、四月二十七日のPLOの日、おめでとう。

英雄的パレスチナ人民の皆さん。我々は、蜂起四周年を迎え、パレスチナから追放された四一年を迎えている。パレスチナ人民の民族的アイデンティティを抹殺せんとするすべての策動を打ち破り、パレスチナの闘争の性格を世界中に知らしめたのは、皆さん自身である。この記憶を土台にして、敵イスラエル軍、国境守備隊の奴らと闘う攻撃部隊への結集を呼びかける。そして、民族独立達成の日まで、攻撃部隊の皆さんとの闘争を堅持しよう。

民族統一指導部は、次の行動を、皆さんに呼びかける。

① 西岸の学生、教員の皆さん、パレスチナ人への文盲化攻撃、学校、教育施設閉鎖攻撃に対する抗議行動として、国連パレスチナ救済機関事務所の前でストを打とう。

② 五月一日は、殉教者の日として、敵に対する闘争を強化しよう。占領者どもへのデモをかけ、パレスチナ旗を掲げよう。

③ 五月二日は、アハメド・アル・ケイラニ、アマガド・アル・シャワなどのパレスチナのプロレタリアートの殉教者の闘いを引き継いで、対決しよう。この日は、占領者どもに対する怒りのデモを、アル・アクサ・モスクなどのモスクへかけよう。

④ 五月四日は、家屋を破壊された人々との連帯

行動、再建のための人民委員会を結成する日としよう。

⑤ 五月五日は、パレスチナ人民のアル・アクサ・モスク礼拝妨害のために作られたバリケードまで行進し、我々の聖地蹂躪に対する抗議の日として、敵と対決する特別な日としよう。

⑥ アーユド・フトゥルの第一日は、モスクや墓地からのデモを行いうどしよう。そして、第二日、第三日は、殉教者、負傷者、追放された人の家族と交流する日にしよう。

⑦ 五月九日は、インティファーダが一八カ月に入れるのを記念するゼネストの日。インティファーダの最初の殉教者の人々を偲ぶ日。

⑧ 五月一一日は、ナハリーン村虐殺で殺された人々、そして、われわれの殉教者を記念するゼネストの日。

⑨ 五月一三日は、火炎びん、ナイフなどで、ナチカからの追放を記念して、ゼネストを打とう。ナチカの国境守備隊がやつたナハリーン村虐殺で殺された人々の報復をする大衆的怒りの日である。

⑩ 五月一四日は、教会から怒りのデモをする日。

⑪ 五月一五日は、パレスチナの敗北、パレスチナからの追放を記念して、ゼネストを打とう。

⑫ 五月二一日は、「ネゲブの監獄を閉鎖せよ」というスローガンをもって、逮捕され、追放の危機にさらされている人々との連帯を表明するゼネストの日。

⑬ 五月三〇日、三一日は、イスラエルの軍と入植者どもと闘う日である。

PLO・蜂起民族統一指導部

(6) パレスチナの大地に建設されるパレスチナ国を支持する。そして、今サミットは、パレスチナ国家を正式に承認したすべての友好国に感謝するとともに、世界の他の国々に対しては、承認するように訴える。アラブ連盟加盟国は、パレスチナ国の建国を承認していい諸国に対して、承認するように、基本的な対話を組織すること。

(7) イスラエルが提案している選挙については、イスラエルの撤退完了後、国際的監視下で、さらに、和平過程全体の枠組みの中で、行われなければならぬとするパレスチナの立場を支持する。イスラエルは、選挙によって、インティファーダに打撃をあたえ、PLOを無視し、パレスチナ人民の生來の民族的諸権利に敵対しようという意図を貫こうとしているのである。今サミットは、被占領パレスチナおよび、被占領アラブ領土へのイスラエルの占領を終結させる必要性を強調する。

(8) 和平過程を活性化させ、(中東)和平国際會議開催を準備していくために、国連安理会常任理事国五ヵ国、国連総長との必要な対話を行って、アラブ連盟を代表して国際レベルでの仕事を繼續するために、モロッコのハッサン国王を議長とする高等委員会を形成する。

(9) ハシミテ・ヨルダン王国、シリア・アラブ共和国、パレスチナ国、レバノン共和国、エジプト・アラブ共和国に対して、国際會議開催にむけた国際的打診、この五ヵ国間の調整を強化するよう、呼びかける。

#### 付帯事項

(1) リビア代表団は、第三節に合意しなかった。(2) シリア代表団は、この決議がイスラエルの承認を意味せず、パレスチナ独立国家の承認とイスラエルの撤退を意味するものとして受け入れた。

(3) リビア代表団は、第八節に合意しなかった。(4) リビア代表団は、第一一節に合意しなかつた。

偉大なるパレスチナ人民の皆さん。ファシスム・シオニストどもは、非武装の我らが人民に訴える。そして、国連憲章の原則と目標から、さらにパレスチナ問題に関連する諸決議と国際的合法性の原則に基づいて、包括的平和過程の枠組みにおいて、パレスチナ人民の民族自決権を明確に承認するよう、訴える。

● PLO・蜂起民族統一指導部アピール  
① アピール三九号  
「ナハリーン村殉教者の呼びかけ」

偉大なるパレスチナ人民の皆さん。ファシスム・シオニストどもは、非武装の我らが人民に虐殺に、端的に表現された。

インティファーダは、奴らがどこに行こうとも、必ず石をもって攻撃する。必ず、報復する。パレスチナ人民は、あのナハリーン村虐殺をやった「国境守備隊」を、容赦しないだろう。

蜂起が唯一選択しているのは、帰還、PLO指導下での民族自決の行使であること、これを強調する。そして、中東問題解決にむけて、国連監督下での国際會議開催の意義を、ここに強調する。

パレスチナ人民は、米国が支持をあたえているシャミルの策動を、拒否する。被占領地における唯一のパレスチナ人民代表たる民族統一指導部も、シャミルの策動を拒否する。なぜなら、それは、占領者どもの主張する「自治」策動の一環でしかない。

米国よ、国際會議開催要求に、応えよ。国際機関に對して要請する。パレスチナ人民の共同

#### 資料②

### 蜂起

一九八九年四月二二日

②アピール四〇号

「ヒロイズムと対決の呼びかけ」

今日、我々は、アラブ軍が敗北した一九六七年戦争の二二周年を迎えてる。当時、パレスチナ人の武装闘争は、敗北後の革命的状況を切り開いてきた。そして、今日は、シオニストのレバノン侵略七周年にもあたる。

歴史は、今、繰り返されている。パレスチナ人が自らの血をもって、自己犠牲をもつて、決起し、抑圧というシオニストの武器を打ち破っていること、これである。

我が人民は、(キャンプ・デービッドを基礎とする)シャミルの陰謀を拒否している。米政府が、シャミルの陰謀支持を明らかにしだしてるので、我々民族統一指導部は、改めて、被占領地での政治的選挙拒否を、ここに確認する。

そうした選挙は、パレスチナでの平和達成にむかう正しい道である。国際会議を通じて占領の終決がなされないかぎり、またPLOの指導の下、独立国家建国によりて、パレスチナ人の権利が承認されるまで、受け入れることはできない。投石と、モロトフ・カクテルの英雄の皆さん、民族統一指導部は、次のように、闘いを共に担う。

①アラブ・サミットに呼びかける。PNCが宣言したイニシアチブを支持し、個別的解決、段階的政策を政策の追求をもくるむ策動、陰謀を一掃するための行動を取つてほしい。また、以下は、行動の呼びかけである。

①五月二三日は、アラブ緊急サミットの日を期してシャミルの陰謀と、イスラエルに対する米の支援に抗議し、ゼネストを打とう。

②五月二七日は、ガザの我が大衆に対する占領軍に対決し、かうガザへの外出禁止に抗議する日。

③五月三〇日は、我が独立国家の首都エルサレムで、パレスチナ国民会議の代表が会合する日。民族のこの祭典に敬意を払い、パレスチナ旗を掲げ、国歌を歌おう。

④五月三十日は、インティファーダのために捕虜になった人々、最低の人権すら占領者に蹂躪されている政治犯の人々、とくにアンサールII収容キャンプの人々と、我々が共にあることを確認する日。

⑤六月一日は、子供の日。占領拒否、自由と独立を要求して、子供たちがデモをする日。シヤミルの陰謀を拒否するゼネストを打とう。

⑥六月五日は、アラブ体制とアラブ軍の敗北二確認する。

⑦六月四日は、レバノン侵略を弾劾する日。シヤミルの陰謀を拒否するゼネストを打つ。

⑧六月五日は、アラブ体制とアラブ軍の敗北二確認する。

⑨六月四日は、レバノン侵略を弾劾する日。シヤミルの陰謀を拒否するゼネストを打つ。

⑩六月五日は、アラブ体制とアラブ軍の敗北二確認する。

中東での正義と平和実現にむけた手段として、効果的な国際会議の立場に立つこと、インティ

ファーダを支持したアラブ・サミットの諸決議、合意点の堅持を呼びかける。

②パレスチナの殉教者、人民が流した血を非難視して、策動を繰り返している米の立場を非難する。我々はシャミルの陰謀に代表されるシオニストの謀略を支持する米政策を非難する。

③自己犠牲を発揮し、英雄的に闘うガザ、又セイラット・キャンプの皆さん、ナブルス、トルクラム等の英雄たち、シオニストとの対決を担つてゐるすべての皆さんに、挨拶を送る。

④敵の犯罪には、高いつけを払わせよう。我々民族統一指導部は、殉教者が出たたびに、シオニスト占領者、シオニスト兵士を一名殺す方法を取つていこう。これを、闘う勢力に、呼びかける。

⑤民族統一指導部の呼びかけに応えて民間行政局から辞職した皆さん、税金ボイコットのために占領当局から追い出された皆さんに、挨拶を送る。

⑥シオニスト農産品ボイコットを続けよう。わがパレスチナ独立国の首都エルサレムで、宣

言を行うすべての者に、罰則を与える。製品価格の値下げを行い、品質改善を行つて、労働者の要求に応えるよう、民族産業に呼びかける。

⑦正直な人民の所有地に侵入する連中、占領者どもに協力する侵入者を非難する。我々は、民族的所有地、大衆の施設、農場を維持するた

め、防衛委員会の役割の強化を行う。

⑧人民の困難な状況を考慮して、医師組合が

セイラット・キャンプをやつてるので、皆さんに警告す

る。イスラエルのラジオ、TVのアラビア語のインタビューに応えないようにしよう。

⑩PLO(パレスチナ解放戦線)の二分派の統一が実現された。さらに、統一レベルの前進かつPLOの枠内でのより強固な統一をかちと

⑪パレスチナ国家の大統領を受け入れるといふよう、呼びかける。

⑫人民の困難な状況を考慮して、医師組合が

チュック体制をとり、料金値下げを行つたが、この重要性を確認する。

⑬国民経済の支援と発展のために、全体的に

統一された労働組合の献身の必要性を確認する。

⑭エルサレム電力会社が、問題の解決に参加する努力をしているが、我々はこれを高く評価する。同時に、民族統一指導部は、同社と労働者が調印した合意書に關わることを実行する

よう、すべての関連者に呼びかける。

⑮民族統一指導部は、祖国の利益のため、占領に対決する民族的統一を果たすため、家族問

題の解決にむけて、大衆が力を尽くすよう要請する。

⑯民族統一指導部は、パン屋さんに呼びかけ

る。パンだけを売ろう。他の食品や、飲み物を、

パン屋で売るのは、止めよう。

⑰民族統一指導部は、シオニストの農場や、

勝利するぞ!

占領を粉砕するぞ!

我々の唯一合法の代表であり、指導部である

PLO、万歳!

我らが独立国家、万歳!

我らが殉教者に栄光あれ!

PLO・蜂起民族統一指導部

一九八九年五月二二日

③殉教者オマル・アル・カーシムの呼びかけ偉大なるインティファーダを闘う皆さん!

オマル・アル・カーシムを個人的に知つてゐる人も知らない人も、聞いてほしい。二一年間の不退転の闘いの末に、傑出した闘士オマル・

アル・カーシムが、獄中で、最後の息を引き取つた。

シオニストどもは、民族の英雄アル・カーシム殺害を決心し、彼を釈放しなかつた。治療を受けさせてほしいという人道的訴えにも、耳を貸さなかつた。しかし、アル・カーシムは、病

死!

殺人鬼、占領者どもに屈辱と敗北を!

我々は、前進するぞ!

蜂起民族統一指導部

一九八九年六月五日

## ●被占領地（パレスチナ解放人民戦線）六月五日声明（抄訳）

「ただの譲歩は、パレスチナの革命的戦術を弱める」

今から二二年前、アラブ・ブルジョア体制が敗北を喫した六月戦争の記念日にあたり、次の声明を発表する。一九六七年の敗北、それは、人民が役割を果たし、歴史と未来を建設するために、人民が役割を果たすという点を強調した。

レバノンでは、イスラエルによる侵略後、部分的な敗北状況が起こり、一部の敵勢力とシオニストが五・一七合意を結んだが、我々パレスチナ・レバノン民族主義勢力は、この合意を破棄させ、多国籍軍を追い出し、シオニストとの手先どもに、大きな被害を与えた。敵との関係を現在の地平からみてみると、シオニストの政治的立場の基本は撤退しない、パレスチナ人の民族的諸権利を承認しない、PLOなどは交渉しないということだが、これは変化していない。キャンプ・デービッドの「民族自決合意」条項に沿つた「政治選挙」策動は、その基本的立場からでたものである。

しかし、ただの妥協を提案する公式、イスラエル承認、イスラエルとの南部レバノンでの休戦、帰還の権利を難民への賠償問題に縮小すること、国際会議をただの「国際的な会合」レベルにおとすことなど、ただの妥協案が、公式、非公式に、我々の内部から上がっている。これらは、PLOを払拭してしまおうとするシャミルの陰謀支援の目的で米国が

つきつけてくる条件を、のむことしかないと。

では、我々は、パレスチナ民族闘争を勝利に導くために、どうすべきか？

① パレスチナ人民の目的は、帰還、民族自決権の行使、民族の土地にパレスチナ独立国家を建国することの三点に、まとめられる。これらは、各PNCで確認されてきた。この民族決定

で行つたような、シオニスト国家の承認、PLO憲章の破棄を決定していない。そうした問題を決定できるのは、パレスチナ人民大衆のみである。

② 第一九回PNC決議は、アラファートがパリで開いたような、シオニスト国家の承認、PLO憲章の破棄を決定していない。そうした問題を決定できるのは、パレスチナ人民大衆のみである。

③ パレスチナ民族自決権を回復するには、国際会議方式が、もっともふさわしい。PLOは、その国際会議に、独自の、かつ完全に同等の権利を有する代表として出席しなくてはならない。

パレスチナ・イスラエル人の会合には、蜂起民族統一指導部が、代表を選出して派遣するよう、要請する。こうした会合は、パレスチナ人民の闘争を全般的に支持する相手と行わねばならない。

④ PLOと、蜂起民族統一指導部は、「政治選挙」なるものを、はつきりと拒否した。PLOにとてかわるものをでっちあげるのが、その「政治選挙」のねらいだからである。

⑤ 「南部レバノンでの休戦」呼びかけなるものは、インティファーダ・サミット決議に対する我々パレスチナ勢力の責任放棄に等しい。イスラエルに隣接する国境からの戦闘を持続して、いっているパレスチナ人民のインティファーダではない、無償のという意味です。

## 資料③

### 赤軍声明

#### 一、丸岡同志の土地の日アピール

「土地の日」に

利の時代を象徴しているのが一五ヵ月以上も続

くまで、いついているパレスチナ人民のインティファーダで

最後に、日本の独占反動政府に以下の事項を

支援、世界中の革命勢力、進歩的人民の連帯の力強い発展がパレスチナ革命を支えてきました。八二年のシオニストのレバノン侵略は、逆に被占領地内のパレスチナ人民の決起を促し、また、レバノン人民の決起を促し、パレスチナ人民をはじめとするアラブ人民の反帝反シオニズムの闘いを発展させました。味方内部人民内部の矛盾は存在していますが、シオニストの攻撃がひとたびあれば、昨日の矛盾は力強い結束力を変化します。これもアラブ人民のしたたかさです。シオニストが生き延びる道は、ただ一つ、シオニズムを捨て、パレスチナ人民の国家樹立を無条件に認め、民主パレスチナでの共存しかありません。パレスチナ人民の二十数年間の武装闘争とこの一五ヵ月のインティファーダは、人民の革命を求める力は無限であり、不滅であることを示しています。

インティファーダが示したものは、勝利は願望や指をくわえているだけでは決して得られず、人が何のを恐れず、変革の主体を自覚し、能動的に立ち上がった時に初めて得られることです。パレスチナ人民の現在の地位は「政治交渉」ではなく、「実力闘争」で築かれたものであります。不屈の武装闘争であり、インティファーダです。

最後に、日本の独占反動政府に以下の事項を

エジプトのムバラク大統領も参加。

五月二六日（金）

- ・レバノン北部のトリポリで車爆弾。イスラエルが偵察機で領空侵犯。シリアも、東ベイルート上空を、偵察飛行。

五月二七日（土）

- ・カサブランカ・サミット、二日間の会期延長の結果、レバノン問題解決決議を採択して、会期終了。

五月二八日（日）

- ・スー丹、イスラエル訪問途中の中央アフリカ共和国大統領機に、領空通過拒否。

五月二九日（月）

- ・被占領地のクフル・ハリス村で、入植者が銃乱射。二六歳の少女を殺し、多数を負傷させた。

五月三〇日（火）

- ・南部レバノンでPFLPが「ナハリーン作戦」イスラエル、「セキュリティ・ゾーン」を閉鎖

五月三一〇日（火）

- ・西岸のトルクラムで、八ヶ月の幼児がプラスマチック弾の流れ弾に当たって、昏睡状態。米国務省、イスラエル軍を批判。
- ・レバノン南部のジャジーンでSLA、強制徵兵拒否のキリスト教徒青少年六六人追放。
- ・イスラエル、サイダ、ベカーを報復爆撃。
- ・ヒズボラ等。

五月三一日（水）

- ・レバノン南部で、反占領戦闘三件。SLA、

六月一日（木）カラミ首相暗殺二周年

●イスラエル、シリアに対し、レバノン駐留シリアルア軍の動きを警告。ソ連、米国にも、シリアルア軍の動きを通告。また、ガザに対しても、無期限外出禁止令。

●アウン、東ベイルートへの海上封鎖解除がないと、新しい戦闘になると警告。

六月三日（土）

- イランのホマイニ師、死去。
- 南部レバノンから、PFLPが、領内作戦。

イスラエル兵、名をせん滅し、部隊三人が戦死。

- パレスチナのマンデラとされるオマル・カーシムが獄中二年の闘いの末、病死。

六月四日（日）

- イスラエルで、ピース・ナウが、反占領集会四万人が結集。

六月五日（月）六月戦争二周年。イスラエルによるレバノン侵略、七周年

- 西ベイルート、ホマイニ師追悼三日間のゼネスト。

六月七日（水）

- イスラエル、南部レバノンのヒズボラ拠点を爆撃。

六月九日（金）

- 蜂起、一九カ月目に入る。

■編集後記

圖編集後記

● 中国での民主化運動への弾圧は、この地でも、衝撃を与えています。中国政府、共産党的やり方は、おかしいと言う人々、または、学生の運動は米帝の陰謀としてあり、中国共産党のとつた措置は正しいという人々など、さまざまです。

● 私たちは、現在、社会主義、資本主義を問わず、二一世紀にむけた再編過程にあり、どこも今まで通りにはやれない状況に置かれていて、考えています。今回の問題は、この再編過程の中の矛盾であり、中国政府、共産党は、この矛盾の克服を誤ったといえます。そして、それが敵のキャンペーンを許す結果になっています。

● 私たちは、中国の党、政府が、今回の措置の誤りをとらえかえし、党と政府の在り方を変革する道に進むことを望みます。社会主義も、旧來のあり方を維持しようとすればするほど、人民との矛盾が拡大します。同時に、私たちは、この機会を捉えて、社会主義諸国への解体を策謀する帝国主義に対して、抗議します。彼らに問題でも明らかにないように、日帝自身が、被占領地でのシオニストによる血の弾圧を救けています。

実務レベルにおいてイスラエルとの経済関係強化に一步踏みだした。

今回の日本交通公社のイスラエル観光キャンペーンは、この日帝の中東政策の転換の具体的な動きとしてある。

③被占領地のパレスチナ人民は、自らの生活苦難を顧みず、反占領、民族独立の闘いとして、イスラエル経済を困難にさせるために、市民不服従運動をもつて、イスラエルに對して闘っている。この交通公社のキャンペーンは、こうしたパレスチナ人民の闘いに敵対し、イスラエルに救いの手を出すものとしてある。

④日帝は一方において、パレスチナ民族自決権と独立国家の支持を表明しつつ、他方で、パレスチナ蜂起解体に手を貸している。これは、白帝のパレスチナ問題に対する態度が、いかに欺瞞的であるかを示すものである。

⑤我々日本赤軍は、日本政府と日本交通公社を糾弾する。そして、イスラエルのパレスチナ蜂起解体策動を救けるのを止めるよう、要求する。そして、パレスチナの民族自決権の承認として、パレスチナ国大使館としての資格を与えること、このふたつを即座に行うよう、要求する。

⑦我々は、日本政府と交通公社の動きを阻止するための行動を起こすことを、すべての日本人に訴える。我々は、また、あらゆる手段をもつて、こうした策謀を阻止することを、表明する

重 要 日 誌

一九八九年五月一日  
～六月一〇日

五月一一日（木）

- ・アラブ連盟、東西ベイルートに、即時無条件停戦をアピール。

五月一四日（日）

- ・イスラエル閣議で、シャミルの一級階和平案了承（多数決）。
- ・シリア、エジプト承認。

五月一五日（月）

- ・ガザに、二一日までの外出禁止令。

五月一六日（火）

- ・被占領地南部で、イスラエルが大量検挙キャンペーン。
- ・PLO、正式にシャミルの「和平案」＝「選挙」策動拒否。

- ・レバノンの民族勢力、ハリド師暗殺抗議のゼネスト。
- ・イスラエル国会、「イスラエル政府和平イニシアチブ」を多数決採択。
- 五月一九日（金）  
被占領地西岸で、初めての銃撃戦。イスラエル兵一名をせん滅し、部隊三人が戦死（アズ・ムサ派がヨルダン川を越えて、領内闘争を行つたもの）。
- ・PLO、ジュネーブ条約正式加盟申請。
- 五月二〇日（土）  
ガリリー作戦勝利、岡本同志解放四周年
- 五月二一日（日）  
・被占領地で、アピール四〇号発表。ガザでは、二五〇人が、ハマスのメンバー容疑で、逮捕された。
- 五月二二日（月）  
・シリアのアサド大統領とアルジェリアのベン・ジャデイド大統領、リビアへ。
  - ・シャミル、訪英。
- ・米国務長官ベーカー、大イスラエル主義放棄と、「イスラエル政府和平イニシアチブ」支持を表明。

---

月刊中東レポート特集

---

- 46号（89年5月） 中東の再編成過程の現段階  
45号（同 4月） アラブ民族主義の再編とシリア包囲網  
44号（同 4月） レバノン内戦の激化とソ連イニシアチブ  
43号（同 3月） 蜂起の発展と中東の再編  
42号（同 2月） 中東和平の進展と米帝の策動  
41号（同 1月） 蜂起一周年と八九年の情勢の方向  
40号（88年12月） 米大統領選挙イスラエル総選挙とPNC  
39号（同 11月） レバノン分割の危機と中東情勢  
38号（同 9月） 中東情勢の変動とパレスチナ革命  
37号（同 7月） 蜂起の発展とパレスチナ革命の矛盾  
36号（同 6月） 緊急アラブ首脳会議と人民蜂起  
35号（同 5月） アブ・ジハドの暗殺とシオニストの危機  
34号（同 4月） パレスチナ蜂起と中東和平  
33号（同 3月） パレスチナ蜂起と米帝の策動  
32号（同 2月） 人民の時代告げる八八年の始動  
31号（同 1月） 流れを変える人民蜂起  
30号（87年12月） ソ米首脳会談と中東激動  
29号（同 11月） ガルフ戦争の拡大とアラブ首脳会議  
28号（同 10月） 米帝の中東支配を補完する日帝  
27号（同 8月） 威信回復狙う米帝  
26号（同 7月） 中東情勢の鍵を握るシリア  
25号（同 6月） ガルフの緊張を高める米帝の狙い  
24号（同 5月） 第18回PNCと中東情勢  
23号（同 4月） 中東和平国際会議とPLO再統一  
22号（同 3月） シリアのベイルート介入とICO以後の中東情勢  
21号（同 2月） ICO第5回サミットと軍事緊張高める米帝一イスラエル
- 

★許可なくして複製することを禁じます。